

令和6年度 会計年度任用職員を募集します

川辺町では、会計年度任用職員として勤務していただける方を募集します。

1. 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、原則として1会計年度(4月～翌年3月)を任期として採用される非常勤職員です。会計年度任用職員についても地方公務員法上の服務(守秘義務など)に関する規定が適用されます。

2. 申込方法

川辺町会計年度任用職員任用申込書に顔写真を貼付し、必要事項を記入の上、各資格の写し(運転免許証を除く)を添えて下記受付期間内に役場総務課へ持参若しくは郵送にて提出してください(申込書は役場総務課にて配付及び町のホームページにてダウンロードできます)。

3. 募集受付期間

令和7年1月20日(月曜日)まで
※郵送の場合は、1月20日必着

4. 選考

書類選考及び面接を経て採用を決定します。
面接日時: 令和7年1月24日(金曜日) 9時30分から順次

5. 選考結果

選考結果は、文書にて通知します。

6. 勤務条件

令和7年2月1日から令和7年3月31日まで
※翌年度も職が設定され、勤務成績が良好な場合、再度任用される場合があります。

◎ 地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 川辺町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

【 募集する職種 】

◆介護認定調査員（1名）

業務内容 介護保険の要介護・要支援の認定調査(認定申請者の自宅又は入所施設等への訪問調査)
勤務時間 月曜～金曜日 8時30分 から 17時15分 のうち 6時間45分 程度
勤務場所 川辺町役場
必要資格 都道府県の認定調査員研修等を受講済みの方(未受講の方は、採用後に研修受講)
報酬(月額) 163,800 円 / 月
諸手当 通勤手当(通勤距離2km以上)・期末勤勉手当(最大4.6月/年)

●休暇

任用期間に応じて年次有給休暇(1年間に最大20日)を付与します。

●社会保険

加入要件を満たす職種については適用となります。

●雇用保険

加入要件を満たす職種については適用となります。

問い合わせ 川辺町役場総務課 TEL 53-2511